

確 約 書

2021年11月12日

「株式会社エルアイイーエイチ」(以下「甲」という。) 及び「株式会社エス・サイエンス」(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則及び同規則の取扱いに基づき、甲が乙より割当を受け取得する乙株式16,000,000株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件株式の発行日から2年間において、本件株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡方法等を乙に書面により、報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、東証の定める第三者割当規則及び同規則の取扱いの内容について承知し、当該第三者割当規則及び同規則の取扱いに定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として、本確約書2通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、甲乙各1通を保有するものとする。

甲 (住所) 東京都江東区南砂二丁目36番11号

(氏名) 株式会社エルアイイーエイチ

代表取締役社長

福村 康廣



乙 (住所) 東京都中央区銀座八丁目9番13号

(氏名) 株式会社エス・サイエンス

代表取締役会長

品田 守敏

